組合員の皆さまへ！

2022年度

全美連

休業補償共済制度

（所得補償保険）

加入日は10月、1月、4月、7月の1日で年4回です。

スタッフの方にもおすすめです！

病気やケガで仕事ができなくなったとき…最長1年間あなたの就業不能中の所得を補償します。

入院中にかぎらず、医師の指示による自宅療養期間も保険金のお支払対象となります。

支払対象外期間は4日間です!!
（就業不能5日目から保険金支払対象です。）

全年齢一律掛金6,000円（一時払・1口あたり）

（例）満24歳の組合員が1口ご加入の場合
掛金（一時払）6,000円で、年間86.4万円（月額7.2万円）が補償されます。
※実際の保険金のお支払いは、支払対象となる就業不能期間によります。

全美連休業補償共済制度のポイント

1 加入が簡単!!
（健康状態を告知していただきます。）

2 割安な掛金!!
（団体割引20%、優良割引30%）

3 請求時の書類も簡単!!

4 保険料は損金処理可能!!（法人）
個人は課税所得控除対象!!（介護医療保険料控除）

5 自動更改方式のため継続もれの心配もありません!!

前年と同等条件で継続加入の場合は手続きは不要ですが、新規加入・保険金額を増額して継続される場合は加入依頼書（兼 健康状態告知書）、訂正・変更・脱退の場合は契約内容変更通知書を9月20日（または12月20日、3月20日、6月20日）までに組合にご提出ください。

全日本美容業生活衛生同業組合連合会

もしも、病気やケガであなたが美容の仕事ができなくなったら…
そんなとき、全美連休業補償共済制度は、最長1年間あなたの
就業不能中の所得を補償する制度です。

団体割引 20%
優良割引 30%

全美連 休業補償共済制度の特色

1 病気もケガもこれで万全!

万一病気やケガで就業不能となった場合、加入口数に応じて月々の所得を1年間を限度に補償します。
就業不能とは、病気またはケガをされ、その治療のため入院していること、または医師の指示による自宅療養期間など医師の治療を受けていることにより、美容業にまったく従事できない状態をいいます。

2 充実した補償です

日常生活はもちろん、仕事中からレジャー中まで、国内・海外での事故による就業不能について保険金をお支払いします。

3 1か月単位のお支払いも…

就業不能期間が1か月以上になった場合、ご希望により1か月単位で保険金をお支払いすることもできます。

4 加入時の健康診断は不要です

ご加入時に医師による健康診断は一切必要ありません。新規加入者および増口される方は「健康状態告知書」をご提出いただきます。事実をありのままに正確にご記入ください。告知の内容によってはご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。

5 所得証明省略

保険金請求の際、所得額を証明する書類(確定申告書、源泉徴収票など)は、保険金額30万円(月額)までの加入の場合、原則として必要ありません。

SOMPO 健康・生活サポートサービスのご案内

SOMPO 健康・生活サポートサービスは、損保ジャパンのこの保険にご加入いただいた皆さまがご利用いただける各種無料電話相談サービスです。

<サービスメニュー>
- ●健康・医療相談サービス
- ●介護関連相談サービス
- ●人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス
- ●医療機関情報提供サービス
- ●専門医相談サービス(予約制)
- ●法律・税務・年金相談サービス(予約制・30分間)
- ●メンタルヘルス相談サービス
- ●メンタルITサポート(WEBストレスチェック)サービス

(注1)本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。
(注2)ご相談の際は、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
(注3)ご利用は日本国内からにかぎります。
(注4)ご相談内容やお取次ぎ事項によっては有料となるものがあります。
(注5)本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
(注6)ご利用いただく際は、加入者証等に記載のSOMPO 健康・生活サポートサービス専用電話番号までご連絡ください。

●加入資格

加入対象者は組合員本人にかぎります。
ご加入者(被保険者:保険の対象となる方)は次の条件をすべて満たす方にかぎります。

❶組合員またはその役員・従業員
❷美容業による所得のある方
❸加入日(10月1日、1月1日、4月1日、7月1日)現在、満15歳以上、満69歳以下の方
(満70歳以上、満79歳以下の方は継続加入のみで新規・増口加入はできません。)

〈ご注意〉※すでにご加入の方が増口を希望される場合は、保険期間中でのご対応ができませんので、10月1日更改時にお手続きをお願いします。

●保険期間

2022年10月1日午後4時から2023年10月1日午後4時までの1年間となります。
中途加入の場合は1月1日、4月1日、7月1日にご加入いただけます。その場合の保険期間は加入日の午後4時から2023年10月1日午後4時までとなります。

●対象期間

対象期間は最大1年間です。

●掛金(1口あたり)

一時払 **6,000円** (所得補償保険料5,500円 制度運営費500円)
1口あたり保険金額(月額)は年齢により異なります。右ページの保険金額表をご覧ください。

掛金（一時払・1口あたり） 10月1日加入

組合申込締切日

9月20日

加入依頼書に掛金を添えてお申し込みください。

中途加入の掛金 1月・4月・7月の1日加入

組合申込締切日

加入日前月の20日

（12月20日、3月20日、6月20日）

〔所得補償保険金額表〕

（保険期間1年、支払対象外期間4日、対象期間1年、団体割引20%、優良割引30%）

	1口加入プラン		5万円以上プラン		10万円以上プラン		20万円以上プラン	
満年齢区分	保険金額（月）	申込口数	保険金額（月）	申込口数	保険金額（月）	申込口数	保険金額（月）	申込口数
15～19歳	106,000円	1	106,000円	1	106,000円	1	212,000円	2
20～24歳	72,000円	1	72,000円	1	144,000円	2	216,000円	3
25～29歳	65,000円	1	65,000円	1	130,000円	2	260,000円	4
30～34歳	53,000円	1	53,000円	1	106,000円	2	212,000円	4
35～39歳	43,000円	1	86,000円	2	129,000円	3	215,000円	5
40～44歳	34,000円	1	68,000円	2	102,000円	3	204,000円	6
45～49歳	29,000円	1	58,000円	2	116,000円	4	203,000円	7
50～54歳	25,000円	1	50,000円	2	100,000円	4	200,000円	8
55～59歳	24,000円	1	72,000円	3	120,000円	5	216,000円	9
60～64歳	23,000円	1	69,000円	3	115,000円	5	207,000円	9
65～69歳	19,000円	1	57,000円	3	114,000円	6	209,000円	11
70～74歳	15,000円	1	60,000円	4	105,000円	7	210,000円	14
75～79歳	11,000円	1	55,000円	5	110,000円	10	209,000円	19

●1口あたりの掛金:10月1日加入6,000円、1月1日加入4,500円、4月1日加入3,000円、7月1日加入1,500円

※このプランは例であり、加入口数は「保険金額の設定について」をご確認いただきお決めいただけます。

※上表は、職種級別2級（美容師）の場合の保険金額を表示しています。

※本制度の年間掛金は所得補償保険料5,500円および制度運営費500円で構成されています。
（1月1日加入の場合は、保険料4,125円、制度運営費375円、4月1日加入の場合は、保険料2,750円、制度運営費250円、7月1日加入の場合は、保険料1,375円、制度運営費125円となります。）

※制度運営費は本制度募集にあたって発生する費用（パンフレット発送費、電話代、事務管理費など）に使用されます。

※年齢は保険期間の初日現在（10月1日、1月1日、4月1日、7月1日）の満年齢とします。

●保険金額は、保険始期日（中途加入日）時点の満年齢によります。

●ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険金額となります。
年齢区分が変更になると、保険金額が変更になります。

●本保険は、介護医療保険料控除の対象となります。（2022年4月現在）

●団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。
次年度以降、割増引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

（注）保険金のお支払方法等重要な事項につきましては、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

収納方法について

初回掛金および継続加入掛金は全て各都道府県美容組合経由の収納となります。（この制度では口座振替を行いません。）

保険金額の設定について（加入口数の選択）

ご加入いただく保険金額の設定については、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等の公的医療保険制度からの給付額等も考慮のうえ、適切な保険金額をお決めください。また、他の保険契約等(※)にご加入の場合は、ご加入いただける保険金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。

保険金額が加入者（被保険者）の平均月間額を上回っている場合は、その上回る部分について保険金はお支払いできませんのでご注意ください。

また平均月間額がご加入時に比べて減少した場合には、各組合または損保ジャパンにご連絡のうえ、ご加入口数の見直しについてご相談ください。

（※）「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

被保険者が加入している公的医療保険制度	ご加入直前12か月における所得の平均月間額に対する保険金額割合
国民健康保険(例：個人事業主)	85%以下
健康保険(例：給与所得者)	50%以下 ＊健康保険に優先して勤務先企業から休業補償が行われる場合は、40%以下
共済組合(例：公務員)	40%以下

■特にご注意いただきたいこと

過去の傷病歴、現在の健康状態、年齢などによっては、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

もしも、病気やケガであなたが美容の仕事ができなくなったら…
そんなとき、全美連休業補償共済制度は、最長1年間あなたの
就業不能中の所得を補償する制度です。

団体割引 20%
優良割引 30%

全美連 休業補償共済制度の特色

1 病気もケガもこれで万全!

万一病気やケガで就業不能となった場合、加入口数に応じて月々の所得を1年間を限度に補償します。
就業不能とは、病気またはケガをされ、その治療のため入院していること、または医師の指示による自宅療養期間など医師の治療を受けていることにより、美容業にまったく従事できない状態をいいます。

2 充実した補償です

日常生活はもちろん、仕事中からレジャー中まで、国内・海外での事故による就業不能について保険金をお支払いします。

3 1か月単位のお支払いも…

就業不能期間が1か月以上になった場合、ご希望により1か月単位で保険金をお支払いすることもできます。

4 加入時の健康診断は不要です

ご加入時に医師による健康診断は一切必要ありません。新規加入者および増口される方は「健康状態告知書」をご提出いただきます。事実をありのままに正確にご記入ください。告知の内容によってはご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。

5 所得証明省略

保険金請求の際、所得額を証明する書類(確定申告書、源泉徴収票など)は、保険金額30万円(月額)までの加入の場合、原則として必要ありません。

SOMPO 健康・生活サポートサービスのご案内

SOMPO 健康・生活サポートサービスは、損保ジャパンのこの保険にご加入いただいた皆さまがご利用いただける各種無料電話相談サービスです。

<サービスメニュー>
- 健康・医療相談サービス
- 介護関連相談サービス
- 人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス
- 医療機関情報提供サービス
- 専門医相談サービス(予約制)
- 法律・税務・年金相談サービス(予約制・30分間)
- メンタルヘルス相談サービス
- メンタルITサポート(WEBストレスチェック)サービス

(注1)本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。
(注2)ご相談の際は、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
(注3)ご利用は日本国内からにかぎります。
(注4)ご相談内容やお取次ぎ事項によっては有料となるものがあります。
(注5)本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
(注6)ご利用いただく際は、加入者証等に記載のSOMPO 健康・生活サポートサービス専用電話番号までご連絡ください。

●加入資格

加入対象者は組合員本人にかぎります。
ご加入者(被保険者:保険の対象となる方)は次の条件をすべて満たす方にかぎります。

❶組合員またはその役員・従業員
❷美容業による所得のある方
❸加入日(10月1日、1月1日、4月1日、7月1日)現在、満15歳以上、満69歳以下の方
(満70歳以上、満79歳以下の方は継続加入のみで新規・増口加入はできません。)

〈ご注意〉※すでにご加入の方が増口を希望される場合は、保険期間中でのご対応ができませんので、10月1日更改時にお手続きをお願いします。

●保険期間

2022年10月1日午後4時から2023年10月1日午後4時までの1年間となります。
中途加入の場合は1月1日、4月1日、7月1日にご加入いただけます。その場合の保険期間は加入日の午後4時から2023年10月1日午後4時までとなります。

●対象期間

対象期間は最大1年間です。

●掛金(1口あたり)

一時払 **6,000円** (所得補償保険料5,500円 制度運営費500円)
1口あたり保険金額(月額)は年齢により異なります。右ページの保険金額表をご覧ください。